

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 送水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造等 構造等は、令第 29 条第 2 項第 3 号、規則第 31 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 2 並びに平成 13 年消防 告示第 37 号の規定によるほか、次によること。 ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 配管</p> <p>(1) 構造 ア (略) イ (略) ウ 高さ 70m を超える建築物の配管は湿式とすること。 また、高さ 70m 以下の建築物の配管についても、原則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 3(2)イ(7)の例により補助用高架水槽で常時充水しておくこと。◆ エ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 放水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構造及び格納箱 構造及び格納箱は、規則第 31 条第 3 号、第 4 号の 2 の規定によるほか、次によること。 ア～ウ (略) エ 放水口を格納型とするときは、次によること。 (ア) (略) (イ) 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅 40 cm 以上、高さ 50 cm 以上、放水口を双口で設けるものは内幅 80 cm 以上、高さ 50 cm 以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 5(2)ア(イ)の規定を準用する。</p> <p>(3) 灯火及び標示 <u>ア～イ (略)</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 高層建築物に設ける連結送水管 高層建築物に設ける場合は、令第 29 条第 2 項第 4 号口及び 1 から 5 までによるほか、11 階以上の階に設置する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが 31m を超える階についても同様とする。◆</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放水用器具及び格納箱 放水用器具及び格納箱は、規則第 31 条第 6 号口、ハ、ニによるほか、次によること。</p>	<p>規 31-1-6 イ 「また」以降は指導基準</p>	<p>1 送水口</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 構造等 構造等は、令第 29 条第 2 項第 3 号、規則第 31 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 2 並びに平成 13 年消防 告示第 37 号の規定によるほか、次によること。 ア～エ (現行に同じ)</p> <p>(3) (現行に同じ)</p> <p>2 配管</p> <p>(1) 構造 ア (現行に同じ。) イ (現行に同じ。) ウ 高さ 70m を超える建築物の配管は湿式とすること。 また、高さ 70m 以下の建築物の配管についても、原則として湿式とすること。なお、湿式とするため、配管内は、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 4(2)イ(7)の例により補助用高架水槽等 エ～ケ (現行に同じ。)</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>3 放水口</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 構造及び格納箱 構造及び格納箱は、規則第 31 条第 3 号、第 4 号の 2 の規定によるほか、次によること。 ア～ウ (現行に同じ。) エ (現行に同じ。) (ア) (現行に同じ。) (イ) 箱の大きさは、放水口を単口で設けるものは内法幅 40 cm 以上、高さ 50 cm 以上、放水口を双口で設けるものは内幅 80 cm 以上、高さ 50 cm 以上とすること。ただし、屋内消火栓のホース格納箱と兼用するものは、第 2 屋内消火栓設備の技術基準 6(2)ア(イ)の規定を準用する。</p> <p>(3) 灯火及び標示 <u>標識は、規則第 31 条第 4 号の規定によるほか、次によること。</u> ア～イ (現行に同じ。)</p> <p>4～5 (現行に同じ。)</p> <p>6 高層建築物に設ける連結送水管 高層建築物に設ける場合は、令第 29 条第 2 項第 4 号口及び 1 から 5 までによるほか、11 階以上の階に設置する放水口、放水用器具及び格納箱等は、次によること。 また、地盤面から床面までの高さが 31m を超える階についても同様とする。◆</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 放水用器具及び格納箱 放水用器具及び格納箱は、規則第 31 条第 6 号口、ハ及びニによるほか、次によること。</p>	<p>脱字修正</p> <p>規 31-1-6 イ 「また」以降は指導基準</p> <p>1(3)と同様に明記。</p> <p>文言修正</p>

<p>ア 第9屋外消火栓設備の技術基準 <u>6</u>(2)アからウの規定を準用する。◆</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 各階のすべての放水口について前記アからウに適合している場合に限り、規則第31条第<u>1</u>号口及びハの規定によらないことができる。◆</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>(3) 地盤面からの高さが70mを超える建築物に設ける加圧送水装置は、規則第31条第6号イ及び第8号によるほか、次によること。(図19-1参照)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>オ</u> 起動装置</p> <p>ポンプの起動は、送水口の直近及び防災センターに設けられた操作部から遠隔操作ができるものであること。●</p> <p>ただし、流水検知装置若しくは圧力検知装置等による自動起動方式とした場合、この限りでない。この場合、ポンプが起動した旨の表示灯若しくはこれに類する表示装置を送水口付近に設けること。◆</p> <p><u>カ</u> 配管の構造及び口径 ◆</p> <p>(ア) ポンプには、当該ポンプの吸込側配管と吐出側配管の間に、バイパス管を設け、かつ、同バイパス管には止水弁及び逆止弁を設けること。</p> <p>(イ) 2以上の立上り管を設置し、加圧ポンプを兼用した場合は、各送水口から送られた水が合流するポンプの吸水側配管及び吐出側配管の口径は、摩擦損失計算によるほか150mm以上とすること。</p> <p>(ウ) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。</p> <p>(エ) 加圧送水装置の吸水側直近部分の配管には、止水弁を設けること。</p> <p><u>キ</u> 中間層タンク</p> <p>加圧送水装置には、ポンプの性能を試験するための有効水量3m³以上の中間層タンクを設け、自動的に給水できる装置を設けること。◆</p> <p><u>ク</u> 非常電源</p> <p>第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>7 耐震措置</p> <p>貯水槽等の耐震措置については、第2屋内消火栓設備の技術基準2(<u>9</u>)の規定を準用する。★</p> <p>8 (略)</p> <p>9 令第32条の特例基準</p> <p>— スキップ型の共同住宅等、各階に廊下、エレベーターホール等の共用部分が無い防火対象物については、次の事項を満たす場合は、令第32条の規定を適用して、放水口を全ての階に設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 放水口の設置場所は、エレベーターの乗降ロビーなど、消火活動上支障がないと認められる場所に設置してあること。</p> <p>(2) 防火対象物の各部分から1つの放水口までの歩行距離が50m以下であること。</p>		<p>ア 第9屋外消火栓設備の技術基準 <u>5</u>(2)ア本文及び(7)の規定を準用する。◆</p> <p>イ～ウ (現行に同じ。)</p> <p>エ 各階のすべての放水口について前記アからウに適合している場合に限り、規則第31条第<u>6</u>号口及びハの規定によらないことができる。◆</p> <p>オ～ク (現行に同じ。)</p> <p>(3) 地盤面からの高さが70mを超える建築物に設ける加圧送水装置は、規則第31条第6号イ及び第8号によるほか、次によること。(図19-1参照)</p> <p>ア～ウ (現行に同じ。)</p> <p><u>エ</u> 起動装置</p> <p>ポンプの起動は、送水口の直近及び防災センターに設けられた操作部から遠隔操作ができるものであること。—</p> <p>ただし、流水検知装置若しくは圧力検知装置等による自動起動方式とした場合、この限りでない。この場合、ポンプが起動した旨の表示灯若しくはこれに類する表示装置を送水口付近に設けること。◆</p> <p><u>オ</u> 配管の構造及び口径 ◆</p> <p>(ア) ポンプには、当該ポンプの吸込側配管と吐出側配管の間に、バイパス管を設け、かつ、同バイパス管には止水弁及び逆止弁を設けること。</p> <p>(イ) 2以上の立上り管を設置し、加圧ポンプを兼用した場合は、各送水口から送られた水が合流するポンプの吸水側配管及び吐出側配管の口径は、摩擦損失計算によるほか150mm以上とすること。</p> <p>(ウ) 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。</p> <p>(エ) 加圧送水装置の吸水側直近部分の配管には、止水弁を設けること。</p> <p><u>カ</u> 中間層タンク</p> <p>加圧送水装置には、ポンプの性能を試験するための有効水量3m³以上の中間層タンクを設け、自動的に給水できる装置を設けること。◆</p> <p><u>キ</u> 非常電源</p> <p>第23非常電源設備の技術基準によること。★</p> <p>7 耐震措置</p> <p>貯水槽等の耐震措置については、第2屋内消火栓設備の技術基準2(<u>7</u>)の規定を準用する。★</p> <p>8 (現行に同じ)</p> <p>9 令第32条の特例基準</p> <p>(1) <u>第2屋内消火栓設備の技術基準9(4)の規定を準用する。</u></p> <p>(2) スキップ型の共同住宅等、各階に廊下、エレベーターホール等の共用部分が無い防火対象物については、次の事項を満たす場合は、令第32条の規定を適用して、放水口を全ての階に設けないことができるものとする。</p> <p><u>ア</u> 放水口の設置場所は、エレベーターの乗降ロビーなど、消火活動上支障がないと認められる場所に設置してあること。</p> <p><u>イ</u> 防火対象物の各部分から1つの放水口までの歩行距離が50m以下であること。</p>	<p>準用誤り修正</p> <p>参照誤り修正</p> <p>8次改訂版において「エ」が抜けていたため追加。以降修正。 ●不使用による削除</p> <p>準用誤り修正</p> <p>準用先の明記 (1)の追加に伴い(2)の追加</p> <p>(1) → ア</p> <p>(2) → イ</p>
--	--	---	---

<p>(3) 出火階の上下階にホース延長できるよう、放水口は双口形であること。</p> <p>(4) 放水口の上部には、赤色の位置表示灯を設けること。</p> <p>(以下、省略)</p>		<p><u>ウ</u> 出火階の上下階にホース延長できるよう、放水口は双口形であること。</p> <p><u>エ</u> 放水口の上部には、赤色の位置表示灯を設けること。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(3) → ウ</p> <p>(4) → エ</p>
--	--	--	-------------------------------